パブリック・コメント制度の手続きの流れ

施策等に関する計画及び条例等について，実施機関が案を作成

↓

案と関係資料を市民に公表し，意見を募集

【案】
- 計画等の案
- 策定しようとする案の趣旨，目的及び背景
- 立案するにあたっての考え方
- 案を理解するために必要な資料

【公表の方法】
- 実施機関（所管課）
- 市のホームページ
- 市民相談課窓口，公民館での閲覧・配布

↓

市民等が意見を提出

【提出の方法】
- 文書による提出
- 郵便　・ファクシミリ
- インターネット　・その他必要と認める方法

（意見提出期間⇒原則１ヵ月）

↓

反映できる意見については，その意見に基づいて案を修正

反映できない意見については，その理由や，その意見に対する市の考え方をまとめる

↓

最終的に計画等の決定
（条例については議会の議決を要す）

↓

最終的に決定した計画等の公表

【公表するもの】
- 最終的に決定された計画等
- 提出された意見
- 公表した案の修正内容と理由
- 提出された意見に対する市の考え方

【公表の方法】
- 実施機関（所管課）
- 市のホームページ
- 市民相談課窓口，公民館での閲覧・配布

↓

議会の議決を要するもの（条例）は，議会に提案し，議決を得る

↓

計画等の実施（施行）